

発電用風力設備における建築基準法から電気事業法へ審査を一本化する ための取り組み状況について（結果報告）

平成26年5月30日
経済産業省
商務流通保安グループ
電力安全課

1. 概要

先般、政府は、風力発電の導入促進を図るため、発電用風力設備の安全性の審査の一本化として、「風力発電設備（洋上風力発電設備を含む。）に関する審査について、建築基準法上の審査基準と電気事業法上の電気工作物に求められる技術基準の内容を整理した上で、太陽電池発電設備と同様に電気事業法上の審査に一本化することについて検討し、結論を得る。」旨、閣議決定した（「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」（平成24年4月3日））。

これを受け、風力WGにおける検討及び電力安全小委員会（平成25年3月）において審議した結果、建築基準法の構造強度等の基準を発電用風力設備の技術基準の解釈（以下「解釈」）に取り込むこと等の対応により、電気事業法の審査に一本化することが可能であるとの議決を得たため、以下の取り組みを行い、平成26年4月1日付けで電気事業法の審査に一本化した。

2. 具体的な取組状況

（1）発電用風力設備の技術基準の解釈の改正

風車を支持する工作物を対象とする建築基準法第88条で準用される構造強度等の各規定等について、電気事業法体系下における技術的修正を踏まえた上で、実質的な内容について規定し、平成26年4月1日付けで当該解釈を改正した。

(URL: http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2014/04/260401-1.html)

また、当該解釈の改正内容について、平成26年5月1日付けで逐条解説を改正した。(URL: http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2014/05/260501-1.html)

（2）産業保安監督部における審査マニュアルの策定及び風力担当者への研修実施

風車を支持する工作物について、土木学会「風力発電設備支持物構造設計指針・同解説」（2010年版）（以下「指針」）に基づいて審査を行える一般的なものについて、審査マニュアルを策定するとともに、各産業保安監督部の風力担当者に対する研修を、平成25年10月及び平成26年1月に実施した。

（3）一般的なものと特殊なものとの判定に係る内規制定

指針に基づき産業保安監督部において審査を行える一般的なものと、着床式洋上風力発電設備や、液状化のおそれがあるなどの脆弱な地盤に設置されるものなど、審査に高度の専門知識が必要となる特殊なものについて、経済産業省本省及び産業保安監督部それぞれにおいて、発電用風力設備の工事計画の審査に関する実施要領を策定し、平成26年4月1日付けで当該内規を制定した。(http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2014/04/260401-2.html)

(4) 特殊なものの審査に係る専門家会議の設置

審査に高度な専門知識が必要となる特殊な設備について、産業保安監督部の審査を支援するため、外部専門家から構成する専門家会議を経済産業省本省に設置し、平成26年5月以降、特殊なものの審査が可能となるよう体制を整備した。

(5) 発電用風力設備の風車を支持する工作物に係る建築基準法から電気事業法への審査一本化に伴う手続き等について

建築基準法から電気事業法への審査一本化に向け、風車を支持する工作物に係る電気事業法令での手続き等が適正に行われるよう、技術基準への適合（改正後の風技解釈）、工事計画届出書の添付書類の扱い、審査期間延長の扱い、使用前自主検査の扱い、建築基準法令に基づく手続きが途中段階にあるものの扱い、設備廃止時の除却の扱い、設計図書等の維持保存の扱いについて、平成26年3月18日付けで当省HPにその具体的な手続き等について掲載した。(URL:http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2014/03/260318-2.html)

3. スケジュール

平成26年4月1日	電気事業法に一本化
5月1日	発電用風力設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈に関する逐条解説を改正
5月2日	新エネルギー発電設備安全審査専門家会議の第1回会合を開催（以後、特殊案件に応じ順次開催）